

原子力 政府の決定

原子力に三十六億円

委員会 政府に申入れ決定

総理府原子力委員会は九日首相官邸で正力委員長、石川、藤岡、有沢各委員が出席して明年度原子力関係予算の見積りを行った結果、文部、農林などの各省関係を除き計三十六億二千五百万円とすることを適宜と認めるむねの委員会決定を行った。十日に首相あてにこのむね文書で報告するとともに正力委員長、石川、藤岡各委員が十日午前十時半二万田蔵相と会見し、この実現方を要請する。

明年度原子力関係予算要求総額八十五億七千五百万円に対し、大蔵省原案は十三億二千万円に査定、この査定額のうち各省関係三億八千万円を除く九億四千円について復旧要求の立場から同委員会が見積ったもので総理府原子力局は強力な復活折衝を進めることになろう。おもな内訳次のとおり。

▽原子力委員会費一千七百万円
▽原子力局費一億八千八百万円
（濃縮ウラン買料百五十万円を含む）
▽平和利用研究費十一億七千二百万円（内訳試験研究費六億七千二百万円、ウラン探査費三億円、海外留学生など派遣費二億円）
▽原子力研究所出資金十九億四千八百万円（原子炉購入費を含む）
▽原子燃料公社出資金二億八千九百万円
▽総計三十六億一千五百万円

【注】原子力委員会設置法第三条に、総理大臣は委員会の決定事項について報告を受けたときは、これを尊重しなければならない旨を規定している。また第二条には

委員会が原子力利用に関する関係一画を審議決定する権限をもつと定行政機関の経費の見積りと配分計めている。